改正貨物自動車運送事業法の規制の適正化等関連部分の施行について

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律による改正事項のうち、[1]規制の適正化、[2]事業者が遵守すべき事項の明確化に関する部分が令和元年 11 月 1 日から施行されますが、それに伴い、同日以降になされる申請・届出の審査基準が変わります。

事業規模の拡大が制限されるケースが追加されます

- 新たに特別積合せ貨物運送を行う
- ・新たに貨物自動車利用運送を行う
- 営業所の新設(増設に限る)
- ・ 自動車車庫の新設, 位置の変更(収容能力の拡大を伴うもの)
- ・運行系統の新設(特別積合せ)
- 事業計画変更認可申請によって事業規模が拡大となる申請
- ・事業用自動車の増車



増車する車両数 (今回変更する数と3ヶ月以内に増加した数を合算した数)が、申請日から起算して3ヶ月前時点の車両数の30%以上であり、かつ、11両以上である場合

10両→12両(2両筆)の場合= 20%・・・届出(30%未満)

10両→15両(5両筆)の場合= 50%・・・届出(30%以上が10両以下)

37両→48両 (11両筆) の場合=29%・・・届出 (11両以上が30%未満

36両→47両 (11両舗) の場合=30%・・・認可申請 (30%以上かつ11両以上) 1



事業規模の拡大に該当する場合、 下記を全て満たす必要があります。 (宣誓書により確認)

- (1) 輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限処分を受けた者ではないこと
- I (2)巡回指導にて<mark>「E」</mark>評価でないこと(全ての指摘事項に I て改善報告を行っている場合を除く)
- 【(3)自らの責による<mark>重大事故</mark>を発生させていないこと
- (4)運輸支局内における全ての事業用自動車が、<mark>有効な車検</mark> ■<mark>証の交付</mark>を受けていること
- (5)事業報告書、事業実績報告書及び運賃料金の届出等、<mark>届</mark> 出・報告義務違反がないこと
- (6)運賃と料金とを区分された運送約款を使用していること
- 1 ※ (1)については申請日前6ヶ月間 (悪質な違反の場合は1年間) 又は申請日以降1 (2)、(3)については申請日前3ヶ月間又は申請日以降の場合

許可の欠格事由に該当する範囲が拡充されます

- ・許可の取消し等の後の欠格期間が2年→5年に延長。
- ・<mark>処分逃れのための自主廃業を行った者も欠格事由に該当</mark> することとなります。
- ・許可を受けようとする者と<mark>密接な関係を有する者</mark>が許可 の取消を受けている場合も欠格事由に該当することとなり ます。

以下①~③に該当する増車・減車が、事前届 出制から認可制に変更となります

① 変更後の車両数が最低車両台数(5両)を満たさないこととなる増車・減車

営業所車両数が「5 両 \rightarrow 4 両」、「4 両 \rightarrow 3 両」、「3 両 \rightarrow 4 両」となる増減車はいずれも認可制となります(「4 両 \rightarrow 5 両」であれば従来通り事前届出制)

このケースにおける認可申請においては、増車・減車いずれの場合も当該基準に適合させるための適切な計画を有している必要があります。

5 両未満の減車は、災害等により車両が使用不能となり、 代わりの車両が確保されるまでの間のものである場合に 限り認められます。

引き続き5両未満となる増車(「3両→4両」等)は、最低車両台数を満たす具体的な計画がある場合に限り認められます。

- ② イ~ハのいずれかに該当する場合の増車
- イ. 密接関係者が一般・特定貨物自動車運送事業の<u>取消し</u> を受け、<u>5 年以内</u>の場合
- ロ. 増車を行う営業所の行政処分の<mark>累積違反点数</mark>が <u>12 点</u> 以上の場合
- ハ. 申請日前1年間に、巡回指導において<u>「E」</u>の評価を 受けている場合

このケースによる増車認可申請の審査は「事業規模の拡大」に準じて行います。

③ 増車する車両数 (今回変更する数と3ヶ月以内に増加した数を合算した数)が、申請日から起算して3ヶ月前時点の車両数の30%以上であり、かつ、11両以上である場合このケースによる増車認可申請の審査は「事業規模の拡大」に準じて行います。

増車が②、③に該当しないことの確認は 宣誓書により行います。

許可申請の資金計画審査が厳格になります

- ・事業の継続遂行のための経済的基礎(資金)を有していることの審査が厳格になります。
- ・具体的には、許可申請に係る資金計画として計上する 費用のうち以下のものについて、それぞれ以下のとおり 所要資金として計上が必要な期間が延長され、それを満 たす自己資金が申請時点から継続して確保されているこ とが必要となります。
- ・人件費、燃料費、油脂費、修繕費 2ヶ月分 → 6ヶ月分
- ・車両費、施設購入・使用料 6ヶ月分 → 1年分

事業者が遵守すべき事項として、車両の任意保険に ついて、対物200万円以上であることを新たに確 認します(新規事業者・既存事業者共通)

- ・車両の任意保険について、従来より確認していた対人無制限であることに加え、対物200万円以上であることを新たに確認することとします。
- ・この基準は、事業の的確な遂行に関する遵守義務規定の新 設に伴い、<mark>既存の事業者にも適用</mark>されます。

営業所、休憩・睡眠施設における、必要な備品 等の備え付けを写真により確認します

- ・営業所、休憩・睡眠施設に必要な備品等がそなえられていることが確認できる写真の添付をもって、営業所として適切なものであるか、或いは、乗務員が有効に利用することができる施設であるかを確認することとなります。
- ・申請時において当該備品等が用意できていない等特段 の事情がある場合は、事後的に、必要な備品等が備えられていることが確認できる写真の提出を求めることとなります。

許認可申請の法令遵守要件が厳格になります

- ・許可申請や事業規模の拡大となる認可申請にあたっての法令遵守について、従来は他の法人において常勤の役員として一定期間内に所定の行政処分を受けていないことを要件としていましたが、改正後は常勤・非常勤問わず、一定期間内に役員として所定の行政処分を受けていないことが要件となります。
- ・上記の「一定の期間内」について、従来の「申請日前3ヶ月(悪質な違反の場合は6ヶ月)又は申請日以降」から「申請日前6ヶ月(悪質な違反の場合は1年間)又は申請日以降」へ延長します。

許認可申請において事業用施設の使用権限を確認する 期間を延長します(新規・事業計画変更共通)

・営業所、休憩・睡眠施設、自動車車庫が借入である場合に確認する契約期間を「概ね1年」から「概ね2年」に延長します。

ただし、契約期間満了時に自動的に更新される条項が含まれている場合は従来どおり認められます。

原則として、運賃と料金とを区分して収受する旨が明確に定められている運送約款を使用 することが必要となります

・標準貨物自動車運送約款を使用せず独自の運送約款を 制定し認可を受ける場合、運賃と料金とを区分して収受 する旨が明確に定められていることが認可基準として追 加されます。

(宅配便等、運送の性質上困難であると認められる場合を除く)

・標準約款も含め、運賃と料金とを区分して収受する旨が明確に定められている運送約款を使用するには、運賃と別建てで収受する料金の届出を行っていることが必要です。

車庫に関しては、他の施設と明確に区分され ていることを確認します

- ・事業用自動車を適切に収容することができることが確認 できる写真の添付をもって、他の用途に使用される部分と 明確に区画されていることを確認することとします。
- ・申請時において車庫として整備が完了していない等特 段の事情がある場合は、事後的に、事業用自動車を適切 に収容することができることが確認できる写真の提出を 求めることとなります。

各種許認可申請の標準処理期間を1ヶ月延長 します

・審査の拡充に伴い、各種許認可申請の標準処理期間を1 ケ月延長します。

(例)

- 一般貨物自動車運送事業の許可 3~4 ヶ月 → 3~5 ヶ月
- 一般貨物自動車運送事業の事業計画変更の認可
- (運輸支局長権限に係るもの) 1~2 ヶ月 → 1~3 ヶ月(その他のもの) 1~3 ヶ月 → 1~4 ヶ月
- 一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けの認可

1~2ヶ月 → 1~3ヶ月

-般貨物自動車運送事業たる法人の合併又は分割の認可

1~2 ヶ月 → 1~3 ヶ月

事業の休止・廃止届が事後届出制から事前届出 制に変更となります

・従来、30日以内の事後届出制であった事業の休止届及び廃止届について、30日以内の事前届出制に変更となります。